

「マイナンバー」の通知が始まります。

平成27年10月から、住民票を有するすべての人にマイナンバーをお知らせする「通知カード」が送付されます。

Q 「マイナンバー制度」や「マイナンバー」とは？

A 社会保障・税番号（マイナンバー）制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることを確認するための制度で、住民票を有する一人ひとりが持つ12桁の番号をマイナンバー（個人番号）と呼びます。役場や年金事務所、税務署等が手続きを統一した番号で行うことで、より早く、正確で適正な行政サービスを実現するための制度です。

Q 「マイナンバー制度」で何が変わる？

A マイナンバー制度が導入されると、今まで住民票や所得証明の添付が必要だった手続きで添付書類が省略になるなど、手続きへの負担が軽くなります。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

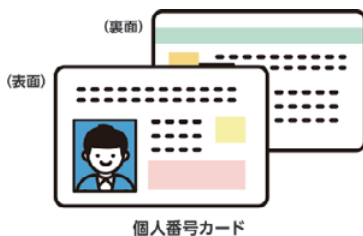
Q 「通知カード」と「個人番号カード」の違いは？

A 平成27年10月から、住民票を有するすべての人に送付される「通知カード」には、氏名・生年月日・住所・性別・マイナンバーが記載されています。

通知カードを本人確認書類として使う場合は、ほかに顔写真の入った証明書（運転免許証など）が必要になります。

また、通知カードと一緒に「個人番号カード」を取得するための申請書が送付されます。個人番号カードは本人確認書類として使用でき、e-Tax（インターネット）

などの各種サービスに利用できる予定です。取得を希望する人は、申請書に顔写真を添えて郵送で申し込むと平成28年1月から個人番号カードが交付されます。交付時には通知カードが必要で、役場の窓口での受け取りとなります。



Q マイナンバーが必要なのはいつ？

A 平成28年1月から法律等で定められた年金や福祉の社会保障、税、災害対策分野での手続きに使用します。例えば、児童手当の現況届時や年金の請求時にマイナンバーを提示したり、確定申告書に記載したりします。

また、従業員は勤務先を通じて源泉徴収や健康保険の手続きに必要となるため、従業員本人とその扶養家族のマイナンバーを事業所に報告することになります。



1人に1つ。マイナンバー

マイナンバーは一生使うものです。特別な場合を除き、変更されることはありませんので、大切にしてください。

～マイナンバーを提示する例～



厚生年金の請求の際に



年金事務所



毎年6月の児童手当現況届の際に



市町村

詳

● 内閣官房ホームページ内
「マイナンバー社会保障・税番号制度」ページ
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido>

● マイナンバーコールセンター（有料）

☎ 0570-20-0178

受付時間：午前9時30分から午後5時30分まで（土日祝日、年末年始除く）

